



平成28年3月24日

各 位

上 場 会 社 名 日 本 ギ ア 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 寺 田 治 夫  
(コード番号 6356 東証2部)  
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 管 理 部 長 林 秀 樹  
(TEL 0466-45-2100)

## 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年3月24日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単子を最終的に100株に統一することが示されている趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成28年5月1日(日)

<ご参考>

平成28年5月1日をもって、東京証券取引所における売買単子も100株に変更されることとなります。

##### (4) 望ましい投資単子の考え方について

単元株式数を100株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める、望ましい投資単子の水準5万円以上50万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値の向上に努め、望ましいとされる投資単子の水準への移行及びその維持に努力してまいります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第8条の変更は、平成28年5月1日から効力を生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 効力発生日

平成28年5月1日(日)

以上